

鳥取県教育委員会任期付職員
[公立学校（市町村立学校、県立学校）事務職員] 募集案内
（育児休業職員の代替職員）

◆鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 番地 鳥取県庁第2庁舎5階

電 話 (0857)26-7577

インターネット <http://www.pref.tottori.lg.jp/174510.htm>

育児休業を取得する職員の代替職員として勤務する職員（育児休業任期付職員〔公立学校（市町村立学校、県立学校）事務職員〕）を募集します。

○申込者は登録試験に合格した後に「育児休業任期付職員登録簿」に登録され、育児休業を取得する職員があった場合に、希望する勤務地を考慮した上、筆記試験及び面接試験（以下「採用試験」という。）を実施し、成績上位者から順に採用されます。

○登録期間は、登録日から3年間です。

○職員の育児休業取得にあわせて採用しますが、職員の育児休業の取得状況によっては、育児休業任期付職員登録簿に登録されても採用されない場合があります。

○任期は概ね6ヶ月以上3年未満で、職員の育児休業期間に応じて採用時に決定されます。

○育児休業任期付職員は、任用期間が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）については、正規の職員と同様の扱いとなります。

募集職種	公立学校（市町村立学校、県立学校）事務職員
受付期間	随時受付（通年募集） ◎申込みは持参、郵送どちらでも受け付けます。 ◎持参の場合の受付時間 8：30～17：15（土曜日及び日曜日及び祝祭日は除く。） ◎申込先は次のとおりです。 鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271

1 育児休業任期付職員〔公立学校（市町村立学校、県立学校）事務職員〕について

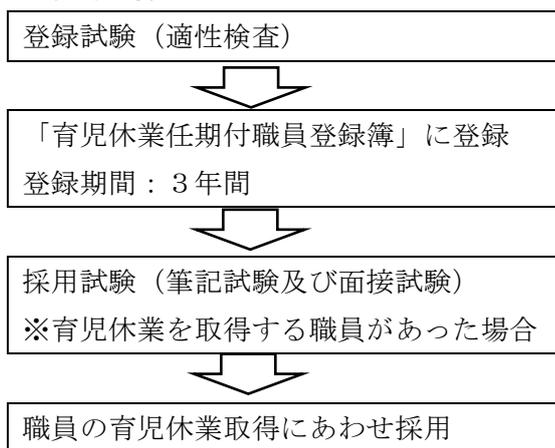
育児休業任期付職員とは、育児休業を取得する職員の代替職員として勤務していただく職員です。

育児休業任期付職員〔公立学校（市町村立学校、県立学校）事務職員〕の場合、登録試験を受験していただき、合格された場合「育児休業任期付職員登録簿」に登録します。

「育児休業任期付職員登録簿」に登録された後、育児休業を取得する職員があった場合に、希望勤務地等を考慮した上で、採用試験を実施し、合格者を育児休業任期付職員として正式に採用します。

なお、登録されても、育児休業を取得する職員の状況により、採用されない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

<<参考>>採用までの流れ



登録の申し込み状況に応じて、東・中・西部地区ごとに実施します。

希望勤務地を考慮の上、東・中・西部地区ごとに採用試験を実施した上で、成績上位者から順に採用します。

※採用された方の任用期間は、育児休業を取得した職員の育児休業期間（6ヶ月～3年）となります。

なお、職員が育児休業期間を延長した場合は、育児休業任期待職員の任用期間も延長することがあります。

また、育児休業を取得する職員が育児休業取得前に産前・産後休暇を取得する場合、その期間を臨時的任用職員として採用することがあります。

2 主な業務内容・主な配属先

主な業務内容	主な配属先
公立学校（市町村立学校、県立学校）において、教職員の給与・旅費、会計事務等の学校事務に従事する	市町村立小・中・義務教育学校 県立高等学校 県立特別支援学校

3 登録資格

(1) 登録申込み時点で18歳以上であること。（年齢の上限はありません。）

(2) 資格・免許等は不要です。

(3) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人に限り登録できます。

日本国籍を有しない職員は、公権力の行使に該当する業務及び公の意思形成への参画に携わる職には就くことができません。

(4) 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない人は登録できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

エ 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

4 申込み手続き

必要事項を記入した申込書を持参又は郵送により申し込んでください。

【申込先】鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 番地 鳥取県庁第2庁舎5階

電話：0857-26-7577

〔持参により申し込む場合〕

提出書類を作成の上、上記の鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課へご持参ください。

〔郵便により申し込む場合〕

上記の宛先へ送付してください。

※封筒の表に赤字で「育児休業任期付職員登録申込書在中」と書いてください。

※郵便で申し込む場合は、特定記録によるのが確実です。（郵便局で交付される受領証等は、試験が終了するまで大切に保管しておいてください。）

5 登録後採用されるまで

登録試験合格後に、「育児休業任期付職員登録簿」に登録され（登録された旨の通知をします。）、希望勤務地等を考慮の上、採用試験を実施した上で、成績上位者から順に採用されます。

なお、職員の育児休業の取得状況によっては、「育児休業任期付職員登録簿」に登録されても採用されない場合があります。

「育児休業任期付職員登録簿」の有効期間は、登録日から3年間です。この期間内であれば、一度、育児休業任期付職員として採用された方でも、「育児休業任期付職員登録簿」に引き続き登録されていますので、採用試験に合格すれば、育児休業任期付職員として再度採用されることがあります。

6 採用試験の実施等

(1) 採用試験の実施

採用試験の案内は、「育児休業任期付職員登録簿」に登録されている方に対して別途通知します。

(2) 試験内容

試験種目	配点	内容
筆記試験	50点	論理的思考、数的判断、言語判断等の事務能力試験
面接試験	100点	人物等についての口述試験

(3) 合格者の決定方法

合格者は、得点の高い順に決定します。

ただし、いずれかの得点が配点の2割5分未満の場合は不合格とします。

(4) 合格者の発表

受験者全員に合否を通知します。なお、発表日については、採用試験の際にお知らせします。

7 任用期間等

(1) 任用期間

任用期間は、概ね6ヶ月以上3年未満で職員の育児休業期間に応じて採用時に決定します。

なお、職員の育児休業期間の延長があった場合は、任用期間を更新する場合があります。

(2) 臨時的任用職員としての採用

育児休業任期付職員として採用する前に、当該職員の産前・産後休暇期間中に臨時的任用職員として採用する場合があります。

8 勤務条件

育児休業任期付職員は、任用期間が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）については任用期間の定めのない職員と同様の扱いとなります。

給料は次のとおりで、一定の職歴等がある方は、その経歴に応じた加算があります。

○月額152,000円 ～ 月額247,800円

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

なお、給与改定があった場合は、それによります。

また、6か月以上の任用があった場合、所定の退職手当が支給されます。

9 個人情報の取扱い

募集に関して収集した個人情報については、採用手続きに関すること以外には利用しません。

10 試験結果の開示

採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。開示内容等は次のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は代理人	採用試験の得点及び順位	合格発表の日から1カ月	鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課（県庁第2庁舎5階）

開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。受験者本人が、病気等やむを得ない事情により来庁できない場合は、代理人による開示請求も可能です。

なお、開示手続きの詳細については、鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課までお問い合わせください。

※小中学校での採用についてのお問い合わせ（小中学校人事担当）電話0857-26-7577
高等学校、特別支援学校での採用についてのお問い合わせ

（高等学校人事担当）電話0857-26-7539

11 その他

育児休業任期付職員は、原則として任用期間中人事異動は行われませんが、職員の育児休業取得期間が短縮された場合等は人事異動する場合があります。

また、育児休業任期付職員への採用は、鳥取県職員（任期の定めのない）の採用とは無関係であり、職員採用の際に優先されるものではありません。